

厚生労働省発老1228第1号
令和2年12月28日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
市町村長
特別区長

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

令和2年度疾病予防対策事業費等補助金（新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業）（令和2年度予備費分）の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和2年度疾病予防対策事業費等補助金（新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業）（令和2年度予備費分）交付要綱」により行うこととされ、令和2年9月15日から適用することとされたので通知する。

別 紙

令和2年度疾病予防対策事業費等補助金（新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業）（令和2年度予備費分）交付要綱

（通 則）

- 1 令和2年度疾病予防対策事業費等補助金（新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業）（令和2年度予備費分）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、感染拡大や重症化を防止する観点から、一定の高齢者や基礎疾患を有する者について、市区町村において本人の希望により検査を行う場合に、国が一定の費用を助成することで、重症者の増加抑制に資するとともに、市区町村における一定の高齢者等への検査に係る取組を支援することを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は、令和2年9月15日老発0915第1号厚生労働省老健局長通知の別紙「令和2年度新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業（令和2年度予備費分）実施要綱」に基づき、市区町村が行う事業を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - （1）市区町村が実施する事業について、次の表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額及び市区町村の判断により、検査を希望する者から求める自己負担相当額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - （2）（1）により選定された額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業	新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業	次により算定した額の合計 (ア) PCR検査 20,000円×検査延件数 (イ) 抗原定量検査 7,500円×検査延件数	新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業に必要な需用費、役務費、委託料、扶助費、負担金、補助及び交付金	1 / 2

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式5により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

(申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 指定都市及び中核市の市長は、別紙様式第2による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (2) 市区町村の長は、別紙様式第2による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとし、都道府県知事は別紙様式第2の申請書を受理し、これを取りまとめの上、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、次により行うものとする。

- (1) 指定都市及び中核市の市長は、別紙様式第3による申請書に関係書類を添えて、

別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

- (2) 市区町村の長は、別紙様式第3による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとし、都道府県知事は別紙様式第3の申請書を受理し、これを取りまとめの上、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 厚生労働大臣は6又は7に定める申請書が到達した日から起算して、原則として1月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 10 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。
- (1) 指定都市及び中核市の長は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第4による事業実績報告書に関係書類を添えて令和3年6月末日(ただし、5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日。)までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。
- (2) 市区町村の長は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第4による事業実績報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとし、都道府県知事は別紙様式第4を受理し、これを取りまとめの上、令和3年6月末日(ただし、5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日。)までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により4、6、7及び10に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。